

通達甲（交．免本．管）第75号

昭和48年3月31日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

仮運転免許の拒否及び取消し処分事務処理要綱の制定について

このたび、別添のとおり仮運転免許取消し処分事務処理要綱の一部を制定し、昭和48年4月1日から実施することとしたから、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の2の規定に基づき、仮運転免許に関する事務は東京都公安委員会から警視総監に委任して行われることになり、かつ、法第106条の2の規定により、仮運転免許の取消し処分が明確にされたので、これに伴う取消し処分事務の細部事項を定めて、事務処理の適正を期することとしたものである。

2 要旨

従来、明確でなかった仮運転免許に関する取消し処分の準拠規定および取消し基準を明示し、警察署、運転免許試験場等における事務処理要領を定めた。

- (1) 取消し該当事案については、違反行為等を発見した警察署長等が運転免許試験場長に連絡し、取消し処分を即日執行することとした。
- (2) 運転免許試験場長は、審査責任者を置き、警察署長等から連絡を受けた際、直ちにこれに回答するとともに、必要な処理を行なうこととした。

別添

## 仮運転免許の拒否及び取消し処分事務処理要綱

### 第1 通則

#### 1 目的

この要綱は、仮運転免許（以下「仮免許」という。）による自動車の運転に関し、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）または法に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第33条の5の2又は第39条の3第1項若しくは第2項に規定する違反行為等により、仮免許の拒否又は仮免許取消し処分事務の処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

#### 2 準拠

仮免許の取消し処分事務は、法、令、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「都規則」という。）、警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号。以下「行政処分規程」という。）及び運転免許に関する行政処分事務処理要綱（昭和52年12月1日通達甲（交．免．本．行）第112号。以下「行政処分事務処理要綱」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

#### 3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、行政処分事務処理要綱に準ずるものとする。

### 第2 仮免許の拒否及び取消しの基準

- 1 仮免許の運転免許試験に合格した者が法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当するときは、仮免許を与えないことができる。ただし、同項第1号に該当する場合において、6か月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除く。
- 2 仮免許を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その者の仮免許を取り消すことができる。
  - (1) 仮免許を受けた者が法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなつたとき。ただし、同項第1号に該当することとなつた場合において、6か月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときを除く。
  - (2) 違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物

を損壊したとき。

- (3) 法第117条（交通事故の場合の措置）、法第117条の2第1号（酒酔い運転）、同条第3号（麻薬等運転）、法第117条の2の2第1号（無免許運転）、同条第3号（酒気帯び運転等の禁止）、同条第7号（過労運転等の禁止）、法第117条の3（共同危険行為等の禁止）、法第118条第1項第1号（30キロメートル毎時以上の速度超過。ただし、高速自動車国道等においては40キロメートル毎時以上の超過に限る。）、同項第2号（乗車又は積載の制限等）、同項第7号（無資格運転）、同項第8号（仮免許運転違反）、道路運送車両法（平成26年法律第185号）第58条第1項（無車検運行）又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条（無保険運行）の規定に違反する行為をしたとき。
- (4) 令別表第4又は別表第5に掲げる行為をしたとき。
- (5) 法第101条の7第2項の規定による通知を受けた者が、やむを得ない理由がなく同条第3項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき。
- (6) 法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者が、やむを得ない理由がなく同条第6項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき。
- (7) 法第102条第1項から第3項までの規定による命令を受けた者が、やむを得ない理由がなく当該命令に違反したと認めるとき又は同条第6項の規定による通知を受けた者が、やむを得ない理由がなく同条第7項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき。ただし、令第37条の7第1号に掲げる場合を除く。

### 第3 警察署等における事務処理要領

#### 1 取締警察官等の処理

取締警察官等は、仮免許を受けた者が前記第2の2に該当する事案（以下「取消し事案」という。）を発見したときは、次により、速やかに警察署長等に報告するものとする。

なお、取消し事案以外の事案については、行政処分事務処理要綱の定めるところにより処理するものとする。

- (1) その者が、仮免許のみを受けているときは、行政処分規程別記様式第2から別記様式第5までの行政処分書を、行政処分事務処理要綱に定める記載要領に従い、作成すること。
- (2) その者が、仮免許と第一種または第二種運転免許（以下「本免許」という。）をあわせて受けているときは、本免許については前（1）に準じて行政処分書を作成し、仮免許については別表の仮運転免許行政処分書を作成すること。
- (3) その者が、免許の取消し事案に該当する一定の病気にかかっているとの疑いがある場合は、臨時適性検査事務処理要綱（平成6年4月28日通達甲（交. 免本. 安）第11号。）

別記様式第1の3の「臨時適性検査該当者発見（検査）通知書」を作成すること。

## 2 処分の執行

警察署長等は、仮免許の取消し基準に該当する事案を取り扱ったときは、直ちにその者の仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）の交付事務を行った運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）に連絡し、その処分の決定をまつて、次により処理するものとする。

- (1) 取消し処分は、別記様式第1の仮運転免許取消し処分通知書（以下「処分通知書」という。）を作成し、すみやかにこれを交付して行うこと。
- (2) 処分の執行に際しては、被処分者の意見等を聴取し、別記様式第2の仮運転免許取消し処分書（以下「取消し処分書」という。）の被処分者意見欄にその内容を記載すること。
- (3) 取消し処分書を執行された者の仮免許証は、当該仮免許証の備考欄に取消し事案名及び所属名を朱書して保管すること。
- (4) 取消し処分に該当する事案であつても試験場長に連絡した結果、試験場長が不処分としたときは、取消し処分書の処理区分欄の不処분을赤わくで囲み、処分（不処分）理由欄にその理由等を記載すること。
- (5) 本免許に係る行政処分書には、上部欄外に仮免許取消し（府中、鮫洲又は江東）と朱書し、行政処分事務処理要綱第7に規定する要領により送付すること。

なお、違反及び事故の登録の際における免許の種類及び免許証番号は、免許の種類は「01」又は「02」、免許証番号は全部「0」とすること。

## 3 関係書類等の送付

警察署長等は、前2により取消し事案の処理をしたときは、次の関係書類を速やかに試験場長に送付するものとする。

- (1) 処分通知書の写し
- (2) 取消し処分書
- (3) 行政処分書（前記第3の1の（2）の場合は、仮運転免許行政処分書）
- (4) 仮免許証（不処分にした場合を除く。）
- (5) 行政処分書に添付する書類は、行政処分事務処理要綱の別添第3に準ずること。

## 第4 試験場における事務処理要領

- 1 試験場長は、免許課長を審査責任者に指定し、前第3により警察署長等から連絡を受けた場合又は仮免許試験に合格した者が前記第2の1に該当すると認める場合は、審査責任者に別記様式第2の仮運転免許取消し処分書又は別記様式第2の2の仮運転免許拒否処分書を記載させ、仮免許を受けた者又は仮免許試験に合格した者が前記第2の基準に該当するかどうか及び事実の証明が十分であるかを審査させ、処分を決定するものとする。

## 2 事案の送付

審査責任者は、仮免許試験に合格した者又は仮免許を受けた者が拒否又は取消し事案に該当する一定の病気にかかっていると認められる場合には、臨時適性検査該当者発見（検査）通知書を運転免許本部長（運転者教育課経由）に送付し、臨時適性検査事務処理要綱及び行政処分事務処理要綱による手続を行うものとする。

## 3 処分の執行

- (1) 試験場長は、仮免許の拒否処分を執行する場合は、弁明の機会を付与した上で、別記様式第3の仮運転免許拒否処分通知書を作成し、これを交付して行うものとする。
- (2) 処分の執行に際しては、被処分者の意見等を聴取し、仮運転免許拒否処分書の被処分者意見欄にその内容を記載すること。

## 4 送付書類の処理等

審査責任者は、警察署長等から送付された取消し事案または不処分にした事案を次により処理するものとする。

- (1) 本免許の有無を確認するため、運転者管理業務事務処理要綱（昭和59年8月20日通達甲（交・免本・管）第16号）別記様式第24の免許・不適格事実照会書を作成して運転免許本部に照会すること。
- (2) 運転免許本部からユウコウ通報を受けたときは、速やかに仮運転免許行政処分書に転記し、警察署長等から送付された行政処分書および関係書類は、運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）に移送するとともに、送付警察署長等に通知すること。
- (3) 警察署長等から送付された不処分事案並びに前記第2の1並びに前記第2の2の（1）及び（5）に該当する事案については、違反等登録のため、関係書類の写しを作成して免許本部長に送付すること。
- (4) 仮運転免許拒否処分書又は警察署長等から送付された取消し処分書等に基づき、仮免許証交付簿の該当者欄に拒否又は取消し年月日及び処分理由等を簡記すること。
- (5) 関係書類は、拒否又は取消し年月日順に整理すること。

## 第5 他府県に住所を有する者の取扱い

### 1 警察署等における処理

警察署長等は、仮免許取消し該当事案のうち、他府県に住所を有する者の取扱いについては、府中運転免許試験場長に連絡して処理するものとする。ただし、仮免許と本免許をあわせて受けている場合の本免許に関する処理は、行政処分事務処理要綱により行なうものとする。

### 2 試験場における措置

前1により連絡を受けた事案については、その者の住所地を管轄する各道府県の行政処分担当課長に事案の内容等を連絡して、処分執行のため出頭する日時、場所および執行方法等を確認し、回答するものとする。

別表 仮運転免許行政処分書の作成要領

1 仮運転免許行政処分書の様式

所属名		仮 運 転 免 許 行 政 処 分 書																					
違 反 者	氏名													男 女	生年月日 年 月 日								
	本籍・国籍等													職業									
	住所	方 電																					
	勤務先	方 電																					
	免許 証	番号	第 号 年 月 日												警視総監交付								
	種別	一 種	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	引	二 種	大 型	中 型	普 通	大 特	引	仮 免	大 型	中 型	準 中 型	普 通
運 転 車 両	種類	大 型		中 型		準 中 型		普 通				二 輪		原 付									
	登録番号	バ 貨 大 ス 物 特		バ 乗 貨 ス 用 物		乗 貨 用 物		乗 貨 用 物		乗 貨 三 用 物 輪		軽 四 乗 貨 三		大 自 二 普 自 二 軽 二 種 原		小 原 付 特		自 家 用		営 業 用			
処 分 理 由	違反日時	年 月 日 午 前 後 時 分 ころ																					
	違反場所	東京都																					
	違反行為	道路交通法違反（法第 条 第 項 第 号）																					
	事案内容																						
	被害状況	<input type="checkbox"/> 死亡 人 治療 日 万円						不注意の程度						<input type="checkbox"/> 重い <input type="checkbox"/> 軽い									
供 述 書		上記のとおり違反したことに間違いありません。																					
本 免 許 に 関 する 添 付 資 料 等	免 番	第 号												- 号									
	交付等	年 月 日												公安委員会交付									
	事件番号	発生地	3 0		送致等						番号												
	行政処分書の種類	<input type="checkbox"/> 事故用行政処分原票 <input type="checkbox"/> 一般用行政処分書 <input type="checkbox"/> 交通反則切符用行政処分原票																					
	添付資料																						
※処分番号														※処分年月日					年 月 日				

## 2 仮運転免許行政処分書の記載要領

- (1) 所属名、違反者、処分理由及び供述書欄は、本免許の行政処分書に準すること。ただし、免許証番号欄には、仮免許の番号を記載すること。
- (2) 本免許に関する添付資料等の本免許欄には、本免許証の免許証番号、交付年月日、交付公安委員会名を記載し、事件番号等は、次により記載すること。
  - ア 事件番号欄は、本免許の行政処分書の事件番号を記載すること。
  - イ 行政処分書の種類欄は、本免許を処理する行政処分書の区分に従い、該当欄に「0」を付すること。
  - ウ 添付資料欄は、本免許の行政処分書に添付した疎明資料の名称等を簡記すること。
  - エ ※印欄は、記載しないこと。

(表)

## 仮運転免許取消処分通知書

下記の理由により、あなたの免許を取り消したので通知します。

年 月 日

警 視 総 監

住 所			
氏 名			
免許証の番号	第 号	年 月 日	交付
免許の種類	仮 免 許		
理 由			
通知書示達年月日	年 月 日	取扱者	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁運転免許試験場経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第2

試験場長	免許課長	担当

署長	副署(次)長	交通課長	課長代理	係長	処 理 区 分	取 消
						不 処 分
年 月 日						
仮運転免許取消し処分書						署(課・隊)
被 処 分 者	本籍・国籍等					
	住 所					
	氏 名			生年月日	年 月 日	
	免 許	種 類	仮免許	第 号		
交 付		年 月 日	警 視 総 監 公 委 (警察本部長)			
処 分 〔 不 処 分 〕 理 由						
被 処 分 者 意 見						

- 備考 1 決裁欄の押印は、取扱所属においてこれらに相当する職員とする。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2の2

試験場長	免許課長	担当

署長	副署長	交通課長	課長代理	係長	処理 区分	拒否
						不処分
仮運転免許拒否処分書 署(課・隊)						年 月 日
						被処分者 本籍・国籍等 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 免 許 種 類 仮免許 第 号 交 付 年 月 日 警 視 総 監 公委(警察本部長)
処分〔不処分〕理由						
被処分者意見						

注：決裁欄は、本部各課、隊においてはこれに相当する職を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表)

## 仮運転免許拒否処分通知書

下記の理由により、 年 月 日付けであなたから申請のあった仮運転免許を与えないこととしたので通知します。

年 月 日

東京都公安委員会

住 所			
氏 名			
免許証の番号	第	号	
	年	月	日交付
免許の種類	仮 免 許		
理 由			
通知書示達年月日	年	月	日
	取扱者		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁運転免許試験場経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつたも、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。